

## I はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

平成21年に国内で発生した新型インフルエンザは、全国的に流行を見ました。毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは異なる新型のウイルスが出現するとほとんどの人が免疫を持っていないことから、感染拡大による健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

危機管理対応のため平成24年5月に制定された、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

市では、特措法の制定前の平成23年8月に国や北海道の行動計画を踏まえ新型インフルエンザ対策を実施するための行動指針として「伊達市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したところですが、特措法の制定と平成25年6月の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、平成25年10月の「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「北海道行動計画」という。）策定を受け、市においても行動計画の改定を行うこととしました。パブリックコメントなどにより市民の意見を聴いた上で市民生活の安心安全を守るため、新型インフルエンザ等対策における市の基本的方針や役割などを定めた「伊達市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定します。

この行動計画の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、新型インフルエンザ等は、その変異性から常に最新の科学的な知見を取り入れ、その対策などを見直す必要があります。市は、最新の情報や検証、国・北海道の行動計画変更等から、適時適切に市行動計画の変更を行います。